

第 1 回 兵庫県社会福祉審議会小委員会 会議要旨

-
- | | | |
|---|-----|-----------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 30 年 12 月 13 日 (木) 16:00～18:00 |
| 2 | 場 所 | 兵庫県民会館 7 階 亀の間 |
| 3 | 出席者 | 別添のとおり |
-

[内 容]

- 1 尾山局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 座長選出

座長挨拶

各市町で地域福祉計画を策定することになっているが、残念ながら兵庫県内でも未策定の町があり、県の指導や県社協の支援のもと頑張っていたきたい。国も、とりわけ地域共生社会の実現と打ち出し、社会福祉法の改正もあり、地域福祉に力を入れるという方向である。また、地域福祉の新たな展開を図ろうとしている時代でもあるので、この地域福祉支援計画のもと、力を十分に発揮されていない市町に対してはてこ入れをし、先頭をいく市町においては、全国の模範となるように県としても支援していくということで、やっていきたいと思う。

作業部会ではかなり精力的に素案をまとめていただいたので、本日委員の皆様にお示しし、ご批判やご意見をいただいたうえで、パブリック・コメントにかけるという流れになっているので、宜しく願います。

4 開催趣旨の説明

庄参事から資料 1～資料 3 をもとに説明

委員

8 市町で市町地域福祉計画を策定していないということであるが、どういった理由で策定されていないのか。例えば、高齢者であれば高齢者の計画や介護保険の実施計画等、他の計画で十分横断的に網羅されているということで、市町地域福祉計画は策定されていないのか。

事務局

未策定の 8 市町については、現計画が策定されて以降ずっと未策定という状況が続いており、当課においても未策定市町を訪問し、状況の確認等を実施したが、未策定の理由としては、まずはノウハウがないという理由が多かった。また、行革等の人員削減により、マンパワーが足りないといった理由もあったが、今後の課題として、第 4 期計画においては、市町支援の内容を盛り込み、県としても策定支援していきたいと考えている。

委員

県地域福祉支援計画の改定は5年に一度であるが、介護保険等他の計画や、市町地域福祉計画とも計画期間が合わないことが疑問。これから先については、他の計画と期間を合わせていくべきではないか。

事務局

県地域福祉支援計画については、介護保険支援計画のように、県が策定した後に市町が策定するというように順番が決められたものではない。策定についても、当初は努力義務でもなく、策定できるところから策定していくというもので、県としては5年ごとに改定してきたが、市町においては、できるところから五月雨的に策定されてきた経緯がある。タイミング的には一致していない状況が続いているが、県の計画はガイドラインなので、各市町が改定する際に参照していただき、取組の方向性を尊重し策定していただくもの。社会福祉法の改正により、策定が努力義務化され、策定の方向性が強まったので、各市町に対しては、出来る限り早期に改定していただくようお願いしていきたい。

5 議 題

(1) 地域福祉支援計画の改定について

①参事より資料4～資料6をもとに説明

②意見交換

座長

作業部会において、「県の地域福祉支援計画は市町が参照するのみでよいのか、県のリーダーシップが明確に分かるように打ち出すべきである」という意見があり、今回は従来の計画よりも一歩進んだ内容となっている。また、国が地域共生社会という形で提唱しているが、具体的な施策が見えない中で、兵庫県が先頭をきって実施していくべきではないかといったご指摘もあり、そういった意見を受けての今回の素案である。

具体的には、地域福祉を進めていくインフラについて、県が力を入れ市町が実行していくという仕組みでないと、県の役割が見えてこないということで、推進方策で主な県の施策を記載し、県も具体的な事業において各市町を支援していくことを示している。さらに、これまでの計画では地域福祉に関する基本理念について説明していく部分が多かったが、今回はより具体的な計画ということで、数値目標を掲げてフォローしていくという点についても作業部会で議論されてきた。

基本理念のソーシャルインクルージョン（社会的包摂）については、特に1990年代からEUで提唱されてきている社会的排除に対する概念であり、社会一般から排除されている人の存在に対して手当する必要があるということから生れてきた。国連においても、「誰ひとり見捨てない社会、取り残さない社会」ということで「SDGs」を掲げており、それと機を一にする考え方である。日本では、

生活困窮者、精神障害者、外国人労働者、居場所のない孤立しがちな人たち、支援の必要な人や社会的排除の対象となりやすい人たちの権利を守り、地域社会に統合していく、あるいは包摂していくことが不可欠であるという意味で、縦割りの対象者別制度の狭間や複合的な課題を抱える人たちをトータルに丸ごと受け止め、福祉サービスを横断的に捉えて制度に繋げる機能が必要であるというソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の視点を第3期計画に掲載している。

リスクマネジメントについては、地域福祉を進めるうえでは、困っている人に対して皆で良いことをしようという道德論を超えて、個人では対応仕切れない誰もが陥り得る生活課題・福祉課題をリスクと捉え、社会にとってもリスクであり、共同体である地域社会全体の矛盾や不都合の発生を予防し、発生したものについて対処していくということで、地域社会の生活課題・福祉課題に対するマネジメントを進めようとする視点。

今回はこれらに加えて、コミュニティづくりを基本理念に据えて打ちだしている。

委員

基本理念のカタカナ表記について、難しい。

座長

第3期計画に記載されているソーシャル・インクルージョンやリスク・マネジメントの基本理念に関する説明が第4期計画には記載がなく不十分。第3期計画における基本理念の説明を第4期計画においても記載すべき。

委員

市町社協は、地域福祉について先兵になり推進している団体であるが、計画における位置付けが弱く、叱咤激励の記載がないことが残念。本計画における社協の位置づけを大きくしていただきたい。また、市町地域福祉計画と社協地域福祉推進計画を一体的に策定することにより、市町行政と市町社協が同一歩調で進めることが必要で、地域に合った的確な評価ができるのではないかと。

事務局

社協の役割については、市町社協、県社協ともに、地域福祉推進における非常に重要な役割を担っていると考えており、P60の推進方策5「地域福祉の推進基盤の強化」の「(1)各主体の協働推進」の中で、計画の推進主体としては、住民や事業者、社会福祉法人、市町、県等色々があるが、その中においても、市町、社協、社会福祉法人の三者については特に大きな役割がとらえており、特出しをして記載している。また、社協地域福祉推進計画との連携については、P61の「(2)地域福祉推進計画との連携推進」において、市町地域福祉計画と、社協地域福祉推進計画を相互に連携した形で、計画の実現を図っていただきたいということで記載しているが、さらに記載の追加を検討する。なお、市町地域福祉計画と社協地域福祉推進計画が必ずしも一体が適切かどうかといった議論はあるが、連携して策定していただくよう働きかけていく。

県社協

社協地域福祉推進計画の策定状況については、ほぼ9割の市町で策定済となっている。市町地域福祉計画と社協地域福祉推進計画の連携状況については、一体的に策定しているところは7市町、合同委員会を設置し策定しているところが7市町、計画の期間を合わせているところが21市町あり、以前に比べると進展してきているが、一体的に策定することの是非については議論があるので、県社協としても検討していく。

座長

社協は社会福祉法人なので、市町の行政計画と一体的に策定することで飲み込まれてしまったり、違いが分からなくなってしまう可能性もあり、難しい議論である。社協は地域福祉における一番の担い手であるので、今回の計画でも最初の方でしっかりと位置付けておく必要がある。

委員

生活の課題がそのまま健康問題に出てくるので、視野を広げて地域のことを理解し、健康づくりを推進していかなければならないと感じた。

委員

生涯教育や福祉等の個別分野や社協等様々な計画をバラバラに策定・評価しているが、もっと上手く連携できないのかと感じた。

委員

民生委員・児童委員が社会福祉活動の中で、非常にウェイトが大きくなってきている一方で、担い手の確保が非常に難しくなっている。仕事量の増加と内容の複雑化が原因のひとつと考えられるが、現場の立場からすると、明確な解決策はない状況。

事務局

民生委員・児童委員のなり手不足は大きな課題になっており、地域の中で様々な主体が連携しながら、地域全体で地域づくりをする中で、地域福祉を進めていくということが一つの考え方になる。民生委員・児童委員は無報酬であることが近年の制度運用においても難しくなっている原因の一つかもしれないが、兵庫県では民生委員・児童委員の補助的な業務を行う民生・児童協力委員制度もある。また、人生100年時代といわれる現在、民生委員・児童委員の年齢要件についても議論していく必要があると考えられる。

委員

素案のP42で地域包括ケアシステムに関する記載があるが、社会保障全体の方角を変えるくらいのインパクトを持っているものであると思う。P29に介護保険法の改正に関する記載があるが、地域包括ケアシステムの充実・進化に関連づけられた改正なので、もう少し地域包括ケアシステムに関する記載を充実させた方がよい。また、兵庫県内の地域性は多様なので、地域毎の分析を追加してはどうか。また、P36の基本理念について、ソーシャルインクルージョンとコミュニテ

ィが対立してしまう危険性があるので、対立しないような注意が必要だと感じた。

委員

担い手について、育成ではなく確保をどうするか、推進方策の中で市町に何か具体的に示せるものはないか。担い手確保のウェイトを上げると、現場でも少しは動きやすくなるのではないかと感じた。

座長

国も地域共生社会の中で、住民がどのように主体的に動いてくれるかということが大事であるという視点で議論しているが、まだ具体的なてこ入れの仕組みや方策までは出せていない。各市町では地域づくりにも力を入れているので、住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援していき、アクティブな住民として変わっていくお手伝いをするということも、地域福祉を推進する人材育成で重要。

事務局

今回の計画の目玉のひとつに、まずは裾野を広げるためのきっかけ作りについて支援していくということもある。具体的には、作業部会において、拠点づくりや情報提供に加えて、地域づくり活動自体が崇高な理念のもとに実施されるものではなく、誰もが気軽に取り組めるものであるということをもう少し書き込んだ方がよいのではないかとのご指摘があり、P49の2つ目の○で、住民が気軽に取り組めるようなきっかけ作りが必要といった記載に反映させている。県の具体的な施策として、昨年度から取り組んでいる地域相互見守りモデル事業において、住民の見守り活動をきっかけとして地域づくりに関わっていただくという施策を実施しており、P48で数値目標としても記載している。

委員

施策としてはあるが、実際には誰がどうするのかということが生れてこない。何か画期的なものが欲しいといつも思っている。

座長

社会資源が枯渇しつつある中で、個々人の生活や共同体をどう支えていくかについては、地方創生そのもののテーマである。そのような意味でも、地域の違いを意識した記載を追加するべき。

委員

高齢者数は多い一方で、知的障害者は数が少ないので、まずは知的障害者について知っていただきたいという思いがある。知的障害者は生れてすぐから最後まで知的に障害をもつわけだが、理解していただく人材がいない、特化したサービスを受けられない、地域の中で普通に暮らしたいのにコミュニケーションがとれない、普通に働きたくても働く場所がない等知的障害者の状況について理解していただきたいので、色んな計画において知的障害者について触れていただきたい。

座長

県の障害福祉計画の中でも取り上げているが、県地域福祉支援計画の中でも指摘すべきであるというご意見。

委員

本計画素案には「子ども」という言葉がない。高齢者の問題は重要視されているが、「子どもにやさしい」や「子どもを育てやすい」といったキーワードが必要。

委員

P54の推進方策4「地域づくり活動の活性化」について、地域福祉の主体は社協を中心に位置付けられているが、最近では違う動きもある。最近日本全国で小さなホテルや民宿を展開する「宿場ジャパン」という面白い会社があるが、1箇所の宿場を設置するのに1年から2年かけて地域の中に入り込み、地域の人たちと話をしながら運営していく。神戸にも灘区の王子公園近辺の住宅街に1軒だけ展開している。大事なことは、地域の人たちは最初は拒否反応を示すが、時間をかけてじっくりと地域の人たちと話をしながら進めることにより、最終的には皆が応援団になり新しい動きが起こるといことになり、子どもから高齢者まで、常にそこに入り浸るような雰囲気形成されている。

大事な点は3つあり、まず1点目は、福祉では税金を使い地域を支えるという構図が当然軸になると思うが、素案にも社会的投資とあるが、地域外からの民間投資を喚起するという事。2点目は、子どもや高齢者も含めた地域の人たち全てを巻き込む形で、何かあると皆がそこに集まってくる構図を作っているということ。3点目は、安い宿場なので、外国人が多く集まってくるので、これまで地域内だけで実施してきた中に、ツーリストとはいえ違うタイプの人たちが集まり色んなことをやり始めるという構図を作り始めているということ。これからの地域を福祉という観点から見ると、子ども食堂も同じテイストであるが、小さなお金を回しながら色んな人たちが集まってくるまちづくり、地域と福祉の関係性がこれから必要なのではないか。

また、本計画はどうしても制度をベースにきっちりと構成されているが、外国人のインバウンドやAI、ICT等これからの社会は抜本的に変わろうとしている中で、本計画素案は手堅いが、これまでの延長線上で書かれている点にも注意が必要かと思う。

座長

福祉とまちづくりに、生産活動や地域経済、財の創生・循環等についてももう少し書き込むことができればというメッセージ。その際に、新しいテクノロジーや新しい社会の出現が前提とされているので、それらを考慮せずに従来の延長線上では新しい展開は難しいという指摘。これは県の総合計画やビジョンにも関わってくることで重要な指摘。例えば、業務が煩雑化している民生委員・児童委員活動について、ICTやAIを使って業務を軽減する一方で、人間でしかできないことを人間がすることにより、新たな担い手に満足感や充実感、動機付けを与えるということも考えられる。

委員

P15 に子どもに関する状況のデータや課題が掲載されているが、これらの課題が推進方策に反映されていないように思う。保育や教育委員会の関わりに関する記載が見えてこないと思う。

座長

P5 に他の計画との関係図が掲載されているが、それぞれ分野別・対象者別の計画があり、その際に地域福祉支援計画は横串だといった際に、どこまで包含するかという問題。例えば子どもの貧困では、子ども食堂や教育支援、親の就労支援等まさに複合的な課題が地域福祉の課題となってくる。また、知的障害者に関する記載についても同様の指摘があったので、個別の計画だけでなく、より上位の計画であるということを記載で工夫が必要。

(2) その他

特になし